

経営バイタル の強化書 KEIEI VITAL

中小企業の親族内承継について 今後の方向性を確認しましょう！

中小企業の親族内承継に関する検討会の中間とりまとめ



事業承継税制のあり方について、現状認識、経緯と新たな課題、今後の後継者育成における方向性を確認しておきましょう！

1 中小企業の親族内承継に関する検討会の中間とりまとめ

中小企業庁は、令和7年6月に「中小企業の親族内承継に関する検討会」を設置し、親族内承継の円滑な実現に向けて、今後の検討の方向性について議論してきましたが、12月12日、検討会のこれまでの議論をとりまとめ、「中間とりまとめ」として公表しました※1。

この「中間とりまとめ」では、円滑な親族内承継の実施を促進するための施策のこれまでの経緯や課題を振り返るとともに、事業承継税制や後継者育成の今後の検討の方向性について、論点ごとにとりまとめています。

中小企業庁では、今後の検討にあたっては、「中間とりまとめ」を元に、アンケート結果を含むデータの分析や業界団体や税理士を含む関係者、中小企業の後継者等へのヒアリングを通じて、必要な措置や施策の具体化を進めていくとしています。

「中間とりまとめ」では、大きく、経営者を取り巻く現状認識、事業承継税制のあり方について（経緯と新たな課題）、今後の後継者育成について、今後の検討の進め方についてまとめられています。

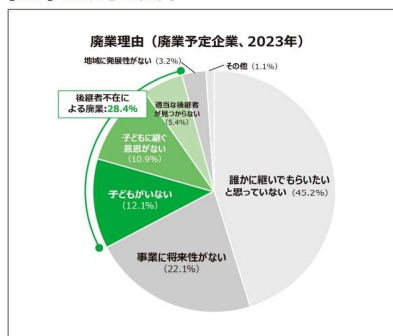
2 経営者を取り巻く現状認識

平成21年度の事業承継税制（一般措置）の創設以降、廃業予定の企業における廃業理由の約3割は後継者不在に起因しており、事業継続の希望があるにもかかわらず、貴重な経営資源が失われているおそれが高くなっています。また、経営者の年齢構成は、全体としては徐々に若返りが図られているものの、70歳以上の経営者の割合についてみれば、15年前から増加しており、事業承継は引き

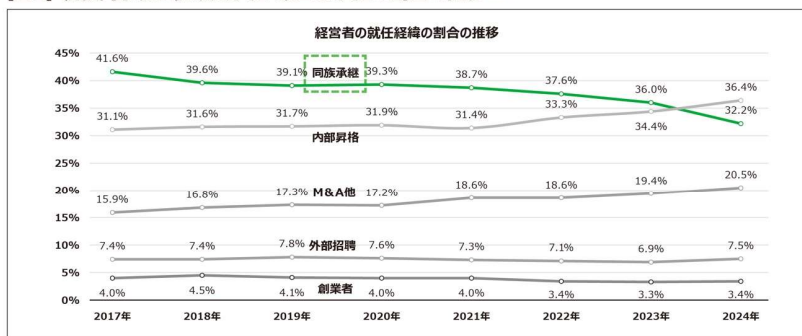
続き重要な課題となっています。

足下では、内部昇格（主に従業員の継承）やM&Aの割合が高まっているものの、引き続き親族内の継承が約3割を占めており、経営者に対するアンケート結果からも、依然として親族内承継のニーズは高くなっています。

【図1】廃業等の傾向※2



【図2】親族内承継と従業員承継・第三者承継の割合の推移※2



3 事業承継税制のあり方について（経緯と新たな課題）

事業承継税制のあり方については、(1) 法人版一般措置導入～特例措置導入前（平成21年度～平成29年度税制改正）、(2) 法人版

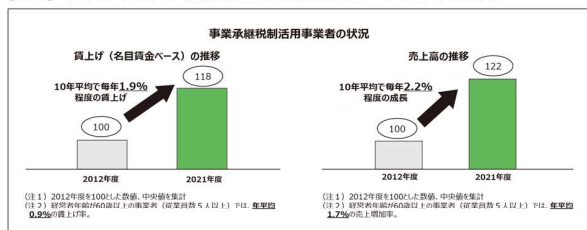
特例措置の創設～（平成30年度税制改正）のポイントを解説した後に、(3) 税制に係る足下の情勢変化を分析し、(4) 検討会の議論

を踏まえた政策の方向性が示されています。

(3) 税制に係る足下の情勢変化では、下記の点が分析されています。

- ① 一般措置における活用件数は年間100~400件程度にとどまっていたが、特例措置の導入後の特例承継計画申請件数は、コロナ禍の影響で一時的に落ち込んだものの、年間2,000~5,000件程度で推移しており、大きく増加し、一般措置に比べて、格段に利用件数が増えていると考えられる。
- ② 都道府県別にみると、M&Aは主に都市部で実施される傾向にある一方、特例措置の特例承継計画は都市部に偏ることなく提出されており、日本全国、広く活用されている税制であることが分かる。
- ③ 事業承継税制を潜在的に活用するメリットがある層は年間約1.1万~1.2万社程度存在すると推計され、当該潜在活用層と比べると、現行の活用者はおおよそ1/4~1/3程度と考えられるため、依然として税制の活用には躊躇する者が存在している。
- ④ 潜在活用層に対するアンケート結果では、事業承継税制を利用していない理由として、「適用期限までに事業承継を完了することができない」、「提出期限までに特例承継計画を提出できない」、「後継者はいるが、経営者としての人材育成が終わっていない」、「提出書類や手続きが煩雑」、「納税猶予が取り消されるリスクがある」といった声があった。
- ⑤ そのような中、「団塊の世代」が75歳以上となった現時点においては、75歳以上の経営者の人数は引き続き増加しており、今まで以上に事業承継が喫緊の課題と考えられる。
- ⑥ 事業承継税制の活用者の属性を見ると、売上高1億円以上の企業による活用が多い。これは、相続税の基礎控除(3,600万円)等の存在により、株価が小さければ同税制を活用せずとも納税額が発生しない領域が存在するためと考えられる。また、一般措置に比べ、特例措置の方が、1億円~5億円の企業の活用が広がっており、比較的規模の小さい企業にも同税制の活用が浸透し始めていると考えられる。
- ⑦ また、納税猶予額の規模に関わらず、特例措置については、利用企業の40~50%が早期の事業承継に踏み切るインセンティブになったと回答しており、幅広い規模の企業に対して効果を発揮していると考えられる。
- ⑧ さらに、事業承継税制活用事業者は、事業承継前から継続して高い水準の賃上げを実施しており、売上高も増加傾向にある。平成30年度以降、事業承継税制(特例措置)を活用し、後継者が承継した後は、更なる事業の発展、成長に取り組んでおり、引き続き賃上げを実施し、売上高の増加も継続している。
- ⑨ また、事業承継税制を利用した効果として、2/3の企業が賃上げの実現を、約半数の企業が売上高の増加や財政状況の改善、生産性の向上、設備投資の増加を挙げている。

【図3】事業承継税制(特例措置)活用事業者の賃金、売上高※2



(4) 検討会の議論を踏まえた政策の方向性は、下記のとおりとなっています。

- ① 猶予対象株式数について…それぞれの中小企業の置かれている状況に応じた株式の承継のあり方を検討できるようにすることが適切であり、制度の中で2/3と上限を設けてしまうことは必ずしも妥当ではないのではないか。また、猶予対象株式を2/3までとしたことが一般措置の活用が進まず特例措置への拡充の背景

にあったことにも留意が必要ではないか。

- ② 猶予割合(贈与と相続の差)について…円滑な承継を実現するとともに、承継後の成長を実現するためには早期・計画的な承継が重要であり、この観点から、贈与によって株式の承継がなされるよう促進することに制度上の主眼を置きつつ、相続の場合の猶予割合についても適切に検討することが重要ではないか。
- ③ 猶予措置のあり方について…猶予の期間(後継者の事業継続5年間に加え、次の後継者に事業を承継するまでの期間)が長すぎることから、経営者が将来の不確実性を考慮し制度が使われにくい実態に加え、成長するほど納税負担が増すために事業の成長等につながらない支出を伴う株価対策を実施する誘因が存在することや、猶予であるために将来的に確定事由が生じた場合の納税に備え、後継者が納税資金の原資を常に気にしなければならないということ、一部の中小企業が投資や賃上げを躊躇するといった行動を促してしまう可能性があることなど、制度に起因する課題が存在すると考えられる。
過去議論が行われたように、評価減制度の可能性を追求することや、例えば、10年間事業を継続すれば免除となる等の工夫ができないか検討してはどうか。
- ④ 雇用確保要件について…中小企業の経営課題が、地域の人手不足の深刻化や物価高に伴う賃上げの必要性の高まりなどを受けて変化していることも踏まえ、追加的な政策目的として、例えば従業員の賃上げや、デジタル化や省力化も含めた企業としての成長に向けた取組を評価する観点等も考慮のうえ、要件のあり方を検討するべきではないか。
- ⑤ 企業の成長及びガバナンスについて…中小企業においては、ステークホルダー(取引先、従業員、地域住民を含む)全体に好影響を与えるような経営を行うことが望まれ、そのような観点からガバナンスを高めるために、例えば一層の透明性を確保した企業経営が望まれるのではないか。
- ⑥ 海外子会社の取り扱いについて…中小企業が有する海外子会社が一定程度存在しており、今後も成長志向の中小企業の海外展開が増加することが予想される中で、国内への裨益の視点からの検討も深めた上で、海外子会社の株式についても税制の対象とすることを検討すべきではないか。

4 今後の後継者育成について

今後の後継者育成について、経済産業省では、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテストである「アトツギ甲子園」を令和2年度より毎年開催しています。このコンテストのファイナリスト等には、取引先増、事業拡大、新規事業の理解向上等の好影響も出始めており、現経営者との承継に向けた話し合いや具体的な調整が進むきっかけとなっていることから、これらの好事例を広く展開していくことで、後継者の育成とともに、円滑な事業承継が進むことが期待されています。後継者の人材育成に係る各論点としては、以下のような検討が行われています。

- ① 事業承継前に実践的かつ短期的なアウトプットの機会を提供することにより、実行力、発信力を養う機会を提供することが有効ではないか。
- ② 経営能力の育成として、企業経営に必要な基本的な財務・会計の知識に加え、事業計画の策定や新たな視点で組織経営を学ぶ実践的なプログラムが必要なのではないか。
- ③ 業種を超えて同じ悩みを共有できる後継者同士の交流の場を創出するべきではないか。
- ④ 早期の後継者探しの重要性や、社長以外の中間管理職の人材不足についても課題として認識すべきではないか。
- ⑤ 地域での主体的な取組について、地域の実態にあった形の好事例のモデルケースを示すことができないか。

※1 中小企業の親族内承継に関する検討会の中間とりまとめを公表します(経済産業省) (URL: <https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251212003/20251212003.html>)

※2 令和7年中小企業の親族内承継に関する検討会 中間とりまとめ 参考資料(PDF) (中小企業庁) (URL: https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shinzoku/report/20251212report_02.pdf)